地方創生人材支援制度

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を 市町村長の補佐役として派遣する。

派造人材	以下に該当する国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村に派遣する。 ① 地方創生の取組に強い意欲を持っていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること	平成27年度派遣 ・国家公務員 ・民間人材 ・大学研究者 平成28年度派遣 ・国家公務員	69市町本 42市町本 12市町本 15市町本 58市町本 42市町本
派遣先市町村	以下の市町村を対象として募集する。 ① 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ③ 国家公務員、大学研究者・・・原則人口10万人以下の市町村民間専門人材・・・・指定都市除く市町村	· 民間人材 · 大学研究者 平成29年度派遣 · 国家公務員 · 民間人材 · 大学研究者 平成30年度派遣 · 国家公務員	13市町村 3市町村 55市町村 44市町村 9市町村 2市町村 42市町村
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。	・民間人材 ・大学研究者 <u>令和元年度派遣</u> ・国家公務員	2市町を 1市町を 33 市町 を 23市町を
派遣期間	 ・副市町村長、幹部職員(常勤職)・・・原則2年間 ・顧問、参与等(非常勤職)・・・原則1~2年間 ※民間専門人材派遣においては、市町村と派遣元で協議の上、派遣期間を原則半年~2年の期間で調整可。チーム派遣も可能。 	・民間人材 ・大学研究者 <u>令和2年度派遣</u> ・国家公務員 ・民間人材 ・大学研究者	7市町 3市町 46市町 20市町 26市町 2市町
バック アップ 体制	・派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方 創生に関する取組についての講義等の研修を実施・派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との 意見交換の場として、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催	<u>令和3年度派遣</u> ・国家公務員 ・民間人材 ・大学研究者 これまで289市町 ※新規派遣市町村数。令和3	

平成27年度派遣	69市町村
• 国家公務員	42市町村
• 民間人材	12市町村
・大学研究者	15市町村
平成28年度派遣	58市町村
• 国家公務員	42市町村
• 民間人材	13市町村
・大学研究者	3市町村
平成29年度派遣	55市町村
- 国家公務員	44市町村
• 民間人材	9市町村
・大学研究者	2市町村
平成30年度派遣	42市町村
国家公務員	39市町村
• 民間人材	2市町村
・大学研究者	1市町村
<u>令和元年度派遣</u>	33市町村
• 国家公務員	23市町村
• 民間人材	7市町村
・大学研究者	3市町村
令和2年度派遣	46市町村
• 国家公務員	20市町村
• 民間人材	26市町村
・大学研究者	2市町村
<u>令和3年度派遣</u>	78市町村
• 国家公務員	21市町村
• 民間人材	55市町村
・大学研究者	2市町村
これまで289市町	対に派遣

※令和2年度からデジタル専門人材を含む

地方創生人材支援制度(民間専門人材派遣)

- 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、<u>意欲と能力のある民間人材であって、地域課題の解決を図ることのできる専門人材(デジタル分野、グリーン分野(新設)を含む)を派遣。</u>
- ▶ ①市町村の人材ニーズを把握するとともに、②ニーズに対応できる人材に係る企業情報を取りまとめ、③市町村等に情報リストとして提供する等のマッチング支援を実施。

【施策のイメージ】

協力 企業

デジタル専門人材 グリーン専門人材(新設) 広報・プロモーション 観光・旅行業 都市開発 etc



内閣官房 内閣府

企業情報の提示

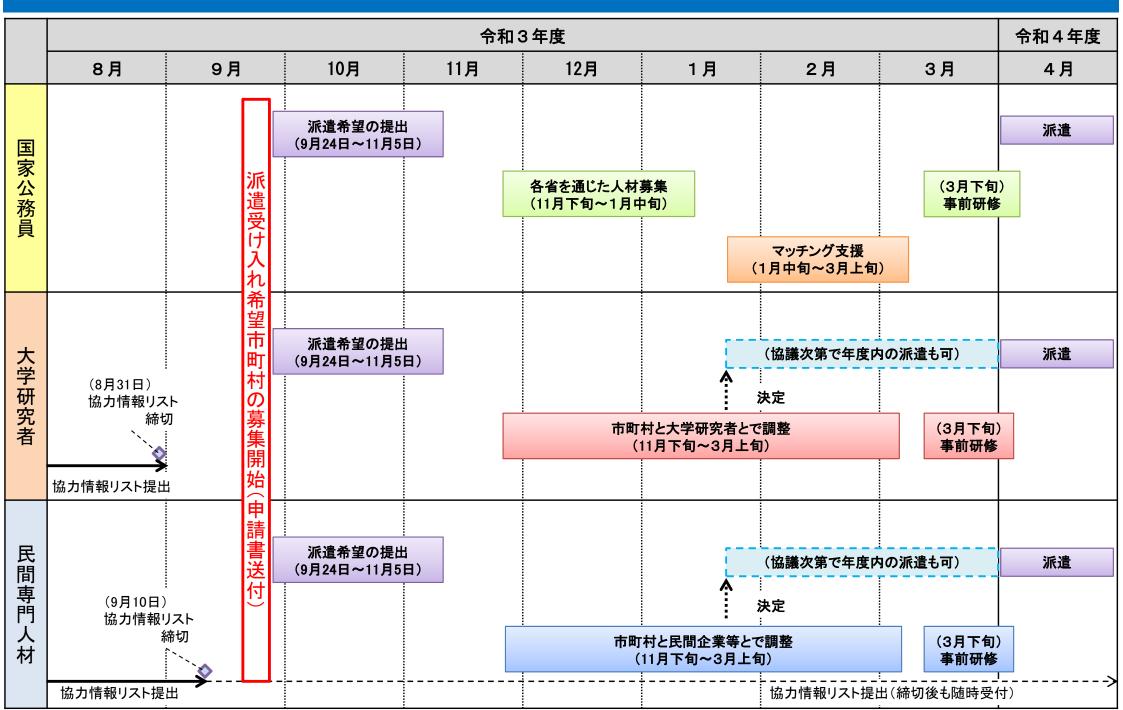
派遣を希望する 企業名等を連絡 ④ 市町村

リストに基づき 民間専門人材の 活用を検討

(3)

てルじ。 			
派遣先	市町村(指定都市除く)		
職種	① 課長、部長、副市町村長等、地方創生を担当する幹部職員 (常勤特別職・一般職)② 顧問や参与等、地方創生に関するアドバイザー (非常勤特別職、委嘱等)※市町村と派遣元企業との間で調整の上、チーム派遣等も可能。		
派遣 期間	半年以上2年以下(原則) ※市町村と派遣元企業との間で協議の上、派遣任期を決定。		
派遣 人材に 望まし い条件	① 地方創生の取組に強い意欲をもっていること② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること※デジタル分野においては、情報通信技術を始めとする未来技術に係る業務経験と知識を有すること※グリーン分野については、再生可能エネルギー等の脱炭素分野に係る業務経験と知識を有すること		
給与・ 報酬等	原則 市町村が負担 ※市町村と派遣元企業との間で協議の上、詳細を決定。		
バック アップ 体制	派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生施策の講義等の研修を実施派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催		
その他	派遣先の市町村においては、地方創生施策の実施に当たり 当該地方公共団体の事務等について助言・サポートを行う 内部調整責任者を配置するものとする総務省の「地域活性化起業人」とも連携		

令和4年度派遣に向けたスケジュール



[※]スケジュールは現時点案であり、今後の変更の可能性があり得る。